

## 令和5年度飯豊町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー設備の導入を支援することにより、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則(昭和53年規則第3号(以下「規則」という。))及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー設備 次の設備、機器又は装置をいう。

ア 太陽熱利用装置

イ 蓄電池設備

ウ 地中熱利用空調・融雪装置

(2) 住宅 飯豊町内において住居として使用される建物(新築を含み、店舗及び事業所等との兼用も含む。集合住宅は含まない。)

(3) 事業所 飯豊町内において事業の用に供される建物をいう。

(4) 農業用施設 飯豊町内において農業の用に供される建物をいう。

(補助金交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。

(1) 飯豊町内に住所を有する(予定を含む)個人で、再生可能エネルギー設備の設置工事を年度内に着手し、年度末まで完了するものであること。ただし、蓄電池設備については、飯豊町内に事業所を置く法人が、事業所等に設置する場合も対象とする。

(2) 前号に該当する者及び前号に該当する者と同じ住宅に居住する全ての者が町税を滞納していないこと。

(補助金交付対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる再生可能エネルギー設備(以下「補助対象設備」という。)の設備要件及び設備の用途、別表第1のとおりとする。ただし補助対象設備は、新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品であること(中古品は対象外とする。)とする。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、機器及びその機能を発揮するための付属機器等、設置工事にかかる費用の総額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とし、補助金の上限額は別表第2のとおりとする(算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とする。

2 太陽熱利用装置、地中熱利用空調・融雪装置については、複数台数設置した場合であっても、設備の種類ごと1台分の上限以内の補助とする。

3 蓄電池設備の初期実効容量は、一般社団法人環境共創イニシアチブにより算定および公表された値とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出期間は、当該年度の5月20日から2月28日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備の設置場所を示す案内図（地図等）
- (2) 補助対象設備の設置前の状況を示すカラー写真と設備の設置前の建物外観の四方位（東西南北）の状況を示すカラー写真（新築の場合は図面等）
- (3) 補助対象設備の仕様がわかるパンフレット等
- (4) 補助対象設備の設置工事等に係る見積書の写し（補助対象設備以外の設備を含む金額で見積書を作成している場合は、補助対象経費の額を明示する。）

3 補助金の交付申請は、補助対象設備の種類ごとにそれぞれ1回とする。  
（補助金の交付の決定）

第7条 町長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、これを先着順に受け付けるとともに、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付を決定する旨を、当該補助金交付申請者に通知するものとする。

2 規則第8条の規定による交付の決定の通知は、飯豊町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。  
（内容の変更等）

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定に係る補助対象設備の設置事業（以下「補助事業」という。）の内容について規則第7条第1項第1号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、補助事業計画変更等承認申請書（別記様式第3号）に関係書類を添付して、町長に提出し承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を承認するときは、補助事業計画変更承認通知書（別記様式第4号）により、中止又は廃止を承認するときは、補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、それぞれ当該補助事業者には通知するものとする。ただし、変更を承認する場合において、既に交付決定した補助金額の増額は行わないものとする。  
（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書の提出期限は、補助対象設備設置完了の日（蓄電設備については、電力受給開始日）から起算して原則として30日以内の日又は3月31日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象設備の設置場所を示す案内図（地図等）
- (2) 補助対象設備の設置後の状況を示すカラー写真と設備の設置後の建物外観の四方位（東西南北）の状況を示すカラー写真（新築の場合は図面等）
- (3) 補助対象設備の仕様がわかるパンフレット等
- (4) 補助対象設備の設置工事等に係る領収書の写し（分割払いにより補助対象設備を設置した場合は、分割払いに係る契約書及び支払明細書の写しも添付する。）
- (5) 補助事業者本人の住民票又はその写し（ただし、法人は除く。）
- (6) 蓄電池設備を設置する場合、電力会社との太陽光受給契約確認書の写しと、設置後の蓄電池設備及びパワーコンディショナの品番ラベルの写真

(7) 地中熱利用融雪装置において、ヒートポンプを利用しない方式のものを設置する場合、設置するものがCOP3.0以上の水準であることを証明する確認書（様式任意）

(8) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第10条 町長は、補助事業実績報告書の提出を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助対象設備の要綱及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による額の確定の通知は、飯豊町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の額の確定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助金は、前条の補助金の額の確定を通知した後に支払うものとする。

（決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手順により補助金の交付の決定又は額の確定を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付決定又は額の確定を取り消すことが適当と認めるとき。

（処分の制限）

第13条 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第8号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象設備	設備要件	設備の用途
太陽熱利用装置	集熱面積2㎡以上のものであること	住宅用
蓄電池設備	<p>① 国が実施した「戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」（令和2年度）若しくは「災害時に活用可能な家庭用蓄電池システム導入促進事業費補助金」（平成31年度及び令和2年度）又は令和3年度に実施する「戸建住宅ネット・ゼロエネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の対象製品として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録を受けた製品であること</p> <p>② 蓄電池設備の導入に併せて、新規の太陽光発電設備を導入して新たに発電を開始するものであり、かつ、その電気を当該蓄電池設備に蓄電して利用できるものであること</p> <p>③ 前号の太陽光発電施設は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力いずれかが10kW未満のものであって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定により自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業の実施に関する計画の認定を受けており、かつ発電された電気が住宅又は事務所において消費され、連係されたされた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの（電力会社と電力受給契約（受給開始が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の日であるものに限る）を結ぶもの）であること</p>	
地中熱利用空調・融雪装置	<p>① 地中熱利用空調装置については、COP3.0以上のものであること</p> <p>② 地中熱利用融雪装置については、COP3.0以上又は同等の水準のものであり、かつ散水方式以外のものであること</p>	住宅用

別表第2（5条関係）

補助対象設備	補助金額又は補助率	上限
太陽熱利用装置	10分の1	2万5千円

蓄電池設備	初期実効容量 1 kWh あたり 2 万円	10 万円又は補助対象経費の 10 分の 1 のいずれか低い額
地中熱利用空調・融雪装置	10 分の 1	10 万円